日本一統志

十

十七

862
160

類
號
10 冊

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

日本一統志巻第十七

一 作ゝ毎年ゝ祭有冥感事

附文ゝ載而女令出給作ゝ主従事

一 芳濱松ゝ宗天有沙ん文を拝領事

一 秀吉ゝ金銀大名ゝ配賦北下人ゝ事

附大坂博多清成移徒影ゝ時ゝ事

芳吉四方ゝ以ゝ使諫云秀吉ゝ妻人和事

一 紀州作ゝ来ゝ義法感故退治ゝ事

附究竟ゝ沙士竜城ゝ攻伐事

芳山上ゝ及杭ゝ源三郎振武ゝ事

福原達夫氏寄贈本
福原達夫氏記念図書
国立国会図書館 タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

一　北不動堂ニ申掛テ敗走セシ所ノ事
附紙列山ノ人数降参首代ニ成ル事
并西國伝代遠属秀吉仙石權兵衛立所ニ支
一　秀吉時勢日本國過半ニ及ブ事
附テ師匠道ニ出ル所ノ浅野ノ長政ヲ導事
并浅野ノ出申ル通公ニ云ヒ支故生涯ノ事
一　秀吉望大樹職迄并將軍義照事
附義照上京秀吉対面義照望通ル事
并秀吉重不叶義照再流浪ノ事

特3—1

宮内省圖書寮

日本一統志巻第十七

作ル長年ニ至ル察ル実感事
附文ニ越ル女合右衛門作ル伝事
并演ル於家実清ル之ヲ洋渡事
家ノ作ル四郎ノ成敗ヲ都中宮山ニ上ル事
世ノ梅雨ヲ考ヘ人数用意ル
迄ル戦ル長ヘ仁所ノ人ノ仙ル人名ノ通
ヲ下ル数ノ様ノ人ノ下ル意ル関ル
属ル秀吉方ノ人必定ル出ル

[illegible]
大軍[illegible]記し　東山[illegible]
[illegible]信雄と織田[illegible]
[illegible]
[illegible]秀吉
方[illegible]新作國の[illegible]
[illegible]の[illegible]時[illegible]千[illegible]
[illegible]
出[illegible]信孝[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

うかしい人なるあり天運ひさしき中
ほとんどたちまちの怪異何ぞ驚くに
足らんと生まれつきて心安き
明らかなるを悲しむ押川不日にかくふ
きの遠の谷なる姫逃げ入りしあまき
こと我が母乃須恵をしりぞけ
ものうくなりて夫押川ありてあまい山中
まとりてあり女房ありて能も弱き女遊
まりのふうのうちに容顔のいとうつくし
侍りとおもきをふさぎ味噌汁の如し七日

目なる口中より泡さかりとなり
言えども悪かりしことを忘れて何ぞ
寄りて二さくハすなる体なりと云
宮三重月の落ちるものこそ
人生のまち悪体なる
方彩の方中ふ山中より彩雲の変ゆ
ふ怪しやとて
しうまい信濃
まの通ぬ
ます前に本月
かよ集り

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世事に考古学にあるべき事なり
前田侯家より利長のより仕へ給ひ故に侯丹後
守殿にて只一郎の位を授給ひ世に
なるまつり事作物の降り少へ
何事もかろう果てる事の中を
たつねてやみたるふ降らん
少しかるべき遠の書中に遠く濱松に
老拙ゆゑ一城設の力概兵仕ひ侯の
家士唐くのまた上すへ仕ひ侯と曾書
ふるまひ者に出用ふ可立士をたさしける

吉次の清原家の清はさしまて求めと
安部家ことに部ふる家清原清水思ひ
何千人なりても仕ふ方の者なるよりて家
康すへ出立てとてこれらに仕ふ
う家士なる千人なり但一人五十五年
家康清原より清水の間家分配度
国主ふ物なるより家康の別何ふ
さとなるなりて信義の志のことの外
仕原の清水に始終世変なるに出
有日本の大小名遠なる事用なるの

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
カラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

カラス使用

不乱之由遂之事申ふ所ニ也
能者れし
二月宮寺役料例年より駿河事
出張ニ付ル事ハ天保十二年極月
大略なり板垣出羽守
大坂詰ニ被ル移候ニ付ル
名三月ハ年貢一人国出ス
中上ル国郡の内国人ハ例年より駿
天保十二年三月ハ
出仕ニ付ル
乃ち人の内大和ハ
若代郡代文ハ
信濃ハ
知行の
弟ハ
安ハ
半ハ
世ハ
年ハ
ハ国

きしに生れて下位なれども
信長幕下のものなれと右近将監昌隆
秀吉才ゝり信長一同信長を付申ふ処
信雄十二年の春中ゝ遠ふ去て寄宮
ゝ て 信長相談別書 何ゝ申ち度
と大軍を発し三十万騎
信長信雄を長と集め信
ゝ志家康ゝ心中と謀ふ秀吉
より入申て信雄の信中ゝ居ゝ
信ゝ出ず家康ゝ和睦ふ年の春

ゝ 徳川信雄ゝ和軍ゝ
始めより信雄ゝ何事
戦ゝ立ゝ
と生ゝ所ゝ
ゝ事ゝ乱世ゝ風信中
ゝ ゝ と 行 ゝ 中 ゝ 信 ゝ 進 ゝ
ゝ 徳 ゝ ゝ ゝ 家 ゝ 屋 ゝ 信 ゝ ゝ 孫 ゝ
一ゝ ゝ の 徳 ゝ 信 ゝ 秀 ゝ 押 ゝ
信 ゝ 秀 ゝ 出 ゝ 年 ゝ 長 ゝ 尾 ゝ 張 ゝ
国 ゝ ゝ 者 ゝ 信 ゝ 信 ゝ 物 ゝ

[illegible]おなじ[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

廷尉と云ふ官職に任じ給ひ処信雄卿と
とを分ち給ふ事なれば終に信雄
不肖の子にして天下を方寸の掌に
の業なりと可知なれば吉と洋揚ふ能
といへども未だ拙なる所なるや
年月を隔ふ信雄卿にて太閤の似
きものなりしに三法師殿の世孫
御成長して無之御屋の市役人の家
謀叛の後と被言遂に公方実と
称し三七信孝の教害に来る尉

ら矢と云ふ人々にて下方政乱に
中より出情の如信孝と信雄
来代に立信長卿光秀二文信孝を信長
不忠四方に中空実と称
来人々に兵乱大軍に起
徳川殿に来清洛に打て出
小国より五年と云ふ年
所為と云ふ三法師殿の為年と
為代に前の功を方に四国集年
月書に改ること仕法とする安

不可ト疑ヒ思フ処又倩ラ考ヘ見ルニ
此ノ事ト但シ天ノ与ヘ給ヒ
ヨリ外ニ一国ヲ治ル事ハ
実ニ難キ事ナリ時ニ人合ヒ
ヌレバ我心一変シテ
三法ヲモ捨テ雄ヲ
奪ハレ牛ヲ盗ル
ヲ以テ
事ヲ行ハ
知ル
ベシ

大人ノ
ヲ以テ
ル人ノ
ル
ル
ル

[illegible]
[illegible]
儀田方法[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
柳川[illegible]
風[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

も四方に海を隔てゝ海上
千里の外にあるゆへ
諸国と異国と二所に
分て其国柄を利とし
家内四民職分を本とし
武士は忠義を科として
只一筋に
紀州様御法度厳重故
所々に
武士を置政治
山上に及ぶ
武士を置事
こゝに紀州様御領内
人数を
仕法御掟
其外
諸国
諸国
諸国

十八ヶ国の宝祚十万石の領ぜられ三十
三年三月廿日卒去ありて大内の大殿の
為の左将軍より兵部卿宮の秀長大将軍
として三位孫七郎秀忠二百余騎の士卒共
駆け打立ける
近代稀なる雅賀一流の学問家さる冠者
の歌は卒去ありて何程の事にてか
とて三十首の詠を撰ぶ列座の和歌
世に広く抜群善き演の撰ぶ完全の
ら浅地とて三毛て宝祚仕来の乃を断

秀吉才の事の有り自ら為を為れ
使ヶ習の法撰八不合なるも法といとも
国々の法人とも宝祚の業のことなる
為ては修りの学士拙き者てさし学れ
使ヶ若き者とそうう立て名を延
しける事は何ぞ法蔵の基とて人々なり勿
論家に宝法国々多なく長き三位の
堂業者ら宝方家の法人宝四千余人あ
法て有り武士修りの学士三百五十
人ら合しかは三国より知ら宝方の宝乱多ら

しかハ国の御定の切ハ中ゝ御ゆるし無之事ニ付国の大名より ハ切腹ものゝ遣ゝ遣ゝ遣ゝ
下ゝ御ゝ切腹ものゝ扶持ハ不残集ゝゝゝ我ものゝと
取ゝこまるゝことハ無之ゝ山ゝ及
入道ゝ九ゝ大ゝ名ゝ之ゝ大ゝ名ゝ
くゝかゝり之ゝ者ゝ同ゝ中ゝ国ゝ下ゝ
ゝ引ゝ取ゝ申ゝ候ゝ者ゝ無ゝ之ゝ
既加ゝ様ゝ方ゝ之ゝ者ゝ唐ゝ様ゝ
ゝ来ゝ候ゝ者ゝ唐ゝ使ゝ者ゝ
ゝ候ゝ

武士ゝ者ゝ
ゝ候ゝ
仮名字ゝ者ゝ
出ゝ申ゝ二ゝ百ゝ八ゝ十ゝ人ゝ
ゝ者ゝ
ゝ者ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]
攻寄るの人々手負数人
長谷川[illegible]中間[illegible]
[illegible]五十三間[illegible]
さて[illegible]千石[illegible]の[illegible]より[illegible]鉄
炮[illegible]の五[illegible]人[illegible]対手
[illegible]中の間ふせ[illegible]人
出[illegible]成三[illegible]沢遠[illegible]
[illegible]千石[illegible]の[illegible]
[illegible]御ふ[illegible]ふ[illegible]
[illegible]不振[illegible]

只今[illegible]城[illegible]武士[illegible]
[illegible]一[illegible]と[illegible]我[illegible]
[illegible]千石[illegible]
[illegible]
[illegible]鉄炮[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

千人ハ三の郡年貢仕来り二千人有
なれども三百人ハ
ふて駿河国ニ分り米四わくにする計
十万俵の敵ハ
かくのごとくなれども
十三の年ニ加藤
嶋へ行るるく
すきを附ハ
ゆ浦しハ
寺多ハ
三度まで家をしかけ
中しかけるハ
山上ハ
刀先へ上るもの
まとゝよりなり
久つゝら下知して
たゝ其ものの一揆
屋一軒焼
法ゆゑ
越と
山上

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ゆへ[illegible]二千[illegible]
[illegible]生死いかゝ[illegible]石垣の[illegible]
[illegible]大将[illegible]次[illegible]
[illegible]下[illegible]
[illegible]中城[illegible]
[illegible]思ひ[illegible]我[illegible]
[illegible]
[illegible]ゆへ[illegible]
[illegible]城中[illegible]
[illegible]

[illegible]三方[illegible]
[illegible]四[illegible]
[illegible]
[illegible]八人[illegible]
[illegible]八一[illegible]
[illegible]
[illegible]

武略の子孫なるゆえ武芸に秀でて及ばざるの品口
上を弱き度世世より来没をたしなみ
ら法我宗なんぞの名武なるをきいゆく
其の法仕をなすに生業の和尊く
学ぶべき事死生を厚く
深き事相当生ずる世に生まるる
なりけれの法仕なるを世の不幸
恵ん色を厚くして各地の仕を人事
法を学ぶべきやうに上と
学ぶ事に於て法を高き事
しるべきなり立ナの人
仕て生まれなるべ大名
かわり只人にて世人の
世数武るふるべ侍
法を学ぶべ
法を学ぶべ武一
城門三本法
法を三本形
かり法を学ぶ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

作よ未萬呂り秘蔵の士をすり出して
らつて来まし作って秀吉に与へよ
と問ふまも大閤は静老の様いたく
年一年ゑうてゐる必ず〳〵作せよ
とて打とかゝる作やゝ来ること不
来秀吉不幸ゆく之を如きもの
ハ殺すべし
無き大名と打破るまでハ二の丸へ
引入防戦し不稜に成ると雖
たりと告まりしかハ中城ハ無拠
二の丸の城原ハ中ゝ十万の衆なりとも
攻落さゝる事不可成善き策一宛
言人の考へをきゝとゝ山上及誓
原三方と始として三万人きゝ
彼等ら共合と為し秀吉の本
元と打破ゝるまの市ハ体ゝ
二の丸へ移して城中ハ無事
乃ち人数大勢を毛利兵の負
さゝ法門共の二万張のうゝ対
ハ志ハしの間より千万人負打

[illegible]
[illegible]
[illegible]

なり

扨も山上乃友もそれ遠ゝ三ゝ三ゝ
ゝ年と思ひ一ゝ乃ゝ大将乃ゝ
ゝ思ふと思ひ人敵乃ゝ
ゝゝゝゝ乃ゝ乃ゝ
千三百人乃ゝと
ゝゝゝゝ山上
思ひ一人の敵
ゝおゝゝゝ
十一人目乃ゝ

ゝ思ひ果ゝ
ゝゝゝ
ゝゝゝ
ゝゝ

肝あい奴こそ行ばよ海ばたの
いふりたやく迄見たとおもへ延
う大田村のもる性は今寿命へ百
乃ケ人まもるとてもとて代ると
地武ゆるの家業さい男振の立風名
とらまるこ大田村のくらこ指といもも不
果能ふ名ゆるなりつまいこ大今地
上ゆる人間の名をとを不知ばいもと
文名ゆ新序大田村寿所寿とも
大相よ小しなまとも同朋以とあるし

ゆて寿ふ名もて今し寿ゆ
時文ゆ今義ふ名れ乃人有ふ名度
上ゆるゆて段十一歩の門ふ寿所
よとも人しり相市ゆ名ゆ
寺代ゆ山上乃二及たり
ゆて角市ゆ寿寿ふ寿ふ仏法
ゆて角市ゆる寺序ゆ相市ゆ
時寿ゆ法ゆて門ゆて早く相寺寿の事
ゆて千石相ゆて序御山ゆ平ゆ能
序寺寿寿六百の村ゆ相門

きたるを見て是は秀吉一人にて
おそ[illegible]追ものなりと押[illegible]
[illegible]ば秀吉馬[illegible]
馬[illegible]秀吉馬をと[illegible]
をとり[illegible]
[illegible]
[illegible]

大きなる[illegible]を[illegible]次のとして市原石出
家拔界とて[illegible]の[illegible]を[illegible]武士の[illegible]を
[illegible]拔まる[illegible]上人[illegible]建立の[illegible]物よ
て不動[illegible]験あ[illegible]れ[illegible]い中[illegible]
[illegible]り[illegible]者[illegible][illegible]
[illegible]の[illegible]花[illegible]
可[illegible]れ[illegible]
[illegible]の中[illegible]
[illegible]のち[illegible]拔[illegible]
[illegible]

中[illegible]拔まる[illegible]
[illegible]の滅[illegible]
と[illegible]
[illegible]拔[illegible]
[illegible]
御[illegible]
[illegible]
[illegible]不動[illegible]中[illegible]拔[illegible]事
附[illegible]
并[illegible]國[illegible]

中ノ堂惟伽藍ヲトキ建ル一宇
ヲ藥師堂ト云一体ノ本尊ハ
開山慶上人ノ彫ル所ノ不動明王ハ
彫ル所ノ生身ノ不動
彫ル所ノ生身ノ不動
彫ル所ノ生身ノ不動

四郎兵衛
夫分紀別雑賀荘を始として追々走加
士卒引き取り十五万余集て押寄る
けるよ紀州山文無中務ハ三千ばかり籠る
一との評定の処三万中より不残秀吉の
手へ下る一宗の衆徒の者引出て
筋の方降参しハ名代として中
山入力ハ雑賀荘雑賀を下られ
力ばかりハ切よとの大事の雑賀
を責へく追入れ攻られ山中

山中力ハ無とも無方滅亡と成しと
所詮ハ切よとの下知より紀州雑賀
無事ならず代として中山
上ることなく七月十五日雑賀ハ
内乱れ中つよい山家のものも
律師なきを苦不と落家
ことと金剛寺おし拵
国宮村同も高野山へ
長力出ると金りて大小名へ
道案内をなるとて

けるに付て秀吉の下知として四国の
武将共に申付せられ我新地を中
へ入るべきいわれなし然ふ秀吉方へ渡らば後
用をと云和や文書にしたがふ国のさ
ハ知をとて事足ぬとしいへとも命用をふ
たり事除ぬるハ天正十年より慶長
三年迄五年の間の探題と云て阿波の国
ハ知りとて指別仕まつり出馬をて
永保と申ハ明智の乱を聞て三七
信孝ハ安土へ不審為に秀吉の為に生

害と安おすいしゆくを天力三七度敵る
秀吉へ降ふ力ハ中美濃へ上ハ
席より四国を巡て追伐し多賀の国ふ
きしハ天正十三年乙酉の
月七日安土迫力出ぬ出人数ハ万余
人数を以て秀吉方三好孫七郎秀次
を大将にして秀吉の方へ出
すると出馬をて船橋をして渡海する
仕りにて国の東内をとして阿波国別
利の城を攻落ハ生人捕出

[illegible]

[illegible]

[illegible]

本堂は仏石を拾ひ挙きりよ勝の高
を切板にきまを掛り上は波の上へそ
前くらりるかアのるを来ちを道
ろをとるてるやいまかやとまを
たよ絵をまは見る行掛くるを立てる
とをさるろてとるるにを風波を走り
ふ掛て解をり弟るを帆を掛をる
なは物風を依は上るゆをを多のお
四ケ弟行波を掛へ船を形ををを仏石
武をるの感三迄をり伝てをこ後面

ふるを柱を掛を人るを義理をおそを
今をををり
幾年を毎なカを風ゆへ神をを
思はるをを行波掛を国を和を城は
長を我弟行をを千人年をを
上をををゆをを仏は関形を剣を文
千人をは行張を房をのを三十
人ををるを毛を木よ和を家物を而
て新ををよへを今を手をを一文より
波待を却解ゆを上をいを実波地波を

中上百姓の儀ハ名形のものとて来い出馬仕
ものと云へ共ハ牛馬を引き出し
性女人とする生母女人とする生母
汐清ハ和子母といへハ一子の様仕
者ハ我為方ニ成方ニ成ゆく仕
こ成たる者ハ牛馬如何なる者ハ和子母
ものと仕上ハ行と云ハ
様ハ何なるとハ云と何者を取
成ゆく牛馬ハ少性と云ハ
不幾千万ものとも
有ハ

様ハ牛馬を生捕中ハ
門余高上ハ拾ハ来り
百年と云ハ
と追捕来りしと
ものる五千人の
れの者ハ家ハ
まり牛馬ハ
ものと書
牛馬ハ
ものと
ハ

天皇ヲ奉シ三韓ヲ攻ル事
ナレハ兵船ヲ調ハ西國ノ者ノ一統
ヲ以テ海ヲ渡シ給フ事ナレハ
四國ノ者ハ西國一統ニ通シ
人質ヲ取ル事ハ彼ノ國ノ
高名ヲ思ヒ出カ爲ニ
情ヲ以テ指ヲ出シ給フ
ハ一統ニ成ル事ハ
ハ兵船ヲ集ル事ハ
ヲ為ル事ナリ

とも船ヲ

秀吉時代ノ日本國ヲ治メ給フ事
附ニ秀吉遠ク外國ニ出給ヒ
兵船帰朝ノ事並今ニ生涯ヲル事

天正十三年ニ内大臣ノ官ヲ受
ル事ヲ忘ル事ヲ忘ル事ヲ
指揮ノ事並ニ播州ノ但馬
土佐ノ国ノ使者ヲ飛脚奉
ル事ヲ遠ク志ヲ古今ノ國ヲ
ノ品位ハ軍勢ノ使ノ事ハ

出とあまい八国の庄園を支配する者利
ふ忠一番に安芸国守護職に任ぜられ
出雲国守護
八ヶ国元来秀吉すきと親しみ多
と結ばれ一ゆへ都合三十五ヶ国秀吉の
領流しと用ふ国となる故に依て秀
吉乃代中ほど下ると上て支配方上ハ日本の
半分を隠り居て武威を日越ほ輝し
六十余列ると三年の内ほ古市ほ初め諸
と未代ほ移ると下と思ひ高山

へ家ほ陳師仕し始ると共に世中ほ
中ほ世ほ布ほ拡ほ大ほ利害損益を
弄しく下ほ戦ひ多ほ安陸中慶又
石ほ多ほ方のことく高山へ入て世義を
乃しほ関ヶ原ほ退留ほ十日過ひ十五年
中くり大ほ乃ほ方伝ほ攻ほ鎌ほ只山ほ乃ほ
しみ空ほ乃ほ世ほ一ほ山中ほ居ほ定
我造化ほ一居宅ほ京洛ほ木像ほ
作ほ乃ほ方ほ乃ほ再ほ乃ほ
生ほ伝ほ千ほ拾ほ一ほ洛ほ世の事ほ考

安とのんまるる度一
千時陽和に成り草木萌出て
来たるを尋ぬるに生花を探し求る事
化事を知らざる故に其方の為に
為事を知らざる故に其方の為に
為事を知らざる故に其方の為に
為

まの大小名い士大この御らて武士ふ
ものを戦場の働を生死を単の事ゆ
しも永と平情よあらはと与矢を石
産業とせるゆへ士ふり兵仁徳を稼せこ
りこ小兵と恒小ものり兵と国力元ちり
研りとてこ今を弾を今国こ多の兵の
形成しつ自由を不振を稼川久ふ
押力年く破換して農田とを地力
減せる者を修造をしめ飢饉凶年の国へ
信義を力牛五穀の種かしを情を書清

大役を義弟義代物をあるくらを
中生る敵兵力に徳をや家列力
仕を自治撫の全情とものちを上
中ち初年を職力事を中下人と小考吉
稼性を行力武を抑初年の市職を
下を又力行職を戸を於て元戒
力大但を宗ゆ日本を原上力を
共を単ふといを清和原戒力ゆを
補を力大実九を制や代を於ておや
若しを市ふ正いを新を原性を英

義照の方丈と為て大樹の御を祈りの
為仰の中の聊天の人を不思議
若しも中を三一面の三法師殿を
のは羽柴よりて高生の吉は執事と
出て日々の領を所の乳子國を八十余
為ることの孫の孫を所を所を祝を
を家を小豆を一国中国を小国を
領して小家は段の抜を出て上下へ
志と運を家を運も又長久にして
子の孫永く日本武士の上座を立て家代

ふ日蓮大菩薩の双の方丈に居を
永の中を志を家を孫の助く事を
不知人不知人の人を有の人を
年を為世の文を書を城を一老と
病を死の日を自を世を体を肩の拍
惜を子の人を人の人の林を
方を人を神の国を塞を思を
一人者の時の三を別を家和
遊を人を運を寿を千万載
と人を不平を沼を未を天

よとなりとそなられハ陽生ハ主て世界を
命て半人生の好者ハいろ〳〵来てるゝ出家ハ行てそ
なりとなりて体や京洛を回住ハ樂山
智をゝ出家といふ不動ハ仏徒すゝてう
こましあきい智をゝ俗をゝ居るハ智をゝ
にて只者と仏吾ハ日本山の沙門行脚としてゝ
智仁力二ツ具りてゝ分て人智の生
涯を尽すをゝ心ハ只今世界古稀冠者の
むゝしゝりかんのゝ心ハ流の学問無尽
尽乃ゝ尽きといふゝ世上日本ハ

十余州をゝ尽も拙ゝ不可知是ハ元来
知あまゝとも不可知ゝ非智の ゝ者
なりゝ知ハ人ゝ ゝ者もあやうくる
孫孫ゝ ゝ者ハ御の ゝ功
ゝ能ゝ ゝ父乃乃ゝ ゝ当ゝ知是ゆく
れり ゝ能ゝ ゝ人の庶ゝ不ゝ仮
能といゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

丁中形乙乃一言あり彼さく人分求こさ藏
ゝ方石を見ずとしゝ十方石をるゝとして
何程大名よ事とも命をと二千石を不
下乙人ゝ下ゝ者ゝ世ゝ我ゝ下のゝまをゝ今て
今日の落合を体んを時ゝ彼ゝ乃ゝ事
くん代自ゝやゝ生の眼ゝ見れり
ゝゝ仲命と事ゝ下ゝ一ゝ下ゝ
しゝ日ゝ子ゝ双乃ゝくんとやゝ
し

秀吉卿大将藏近衛将軍義照事

同義照上京秀吉朝倉義景を攻
秀吉卿ゝ汁義照再流浪ゝ事
ゝ浅井長政ゝ織信長三河近と異
足をしゝ今まゝ仲中ゝ一言行ゝ浅井中事ゝ
浅ゝ重賞乃教のゝゝ浅井品
ゝとゝ人ゝゝ乃ゝ浅ゝ中浅ゝ秀吉
秀西浅ゝゝ流ゝゝ
京ゝ浅ゝ日ゝ乃ゝ浅ゝ浅ゝ
持ゝ中ゝ流ゝ浅ゝ
ゝ浅ゝ浅ゝ平

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

ふとうてもこの藏の主義を人のあるべきなる
あるべきにて人間の為もまた義理
乃きわるとは如何なる事にまた中間年迄
那須の名家なるも足利義政の時代に
所乃はまたまいりあるべきあるべき
ともまた中第一の所とまいりまいりの親方かく
相なるべきいよいよ大国の家元藏主は義勇
へ行きとて藏主の公家にたる中上ゆるる
相業風流なる事を伝えたる所の家を已
一口今荷下乃国に三十五年間迄年は大内乃

所用を達する外一無の家上まで越
ふるべき外上は勇功乃賞任者大名家の藏
を動かすべとの事にて藏
藏主を達一天皇乃時代に伝る所の家
家の藏主本分の主上にて下の人の藏
乃藏四伝を天正年中に
家といへる足利大馬頭歌源義政伝来大名家
にて家を達くといへる伝は鞍を住
く原上乃は横手今乃別代に家乃家
相業相なるも藏を他に
義政一分

五摩宮建立之時一流磯乃殿もまつ格ふう
物ゝ余ゝ有ゝ所ゝ有ゝ者ゝ者者者ゝ恐
下ゆゝ和ゝ宗思ゝ遠不可ゝ沿合有ゝ事歟
八丈ゝ者ゝ兼ゝ乃ゝ又ゝ者者者ゝ大
仕ゝ乃ゝ電流磯乃上ゝ又乃社ゝ以ゝ中ゝ地ゝ
下ゝ者ゝ乃ゝ元ゝ者ゝ八ゝ利代ゝ乃ゝ市宮所
殿ゝ造宗ゝ是ゝ者ゝ上ゝ者ゝ遠ゝ者ゝ上ゝ者ゝ宗磯乃武社
者者者

室所の内に迄ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

りゝきうの方ハ家来ハ元ハ市と高橋の方ニ所ゝ
相山ニ生まれ合戦ニ砕ハ一ハ生ハ秀
吉ハ信の中より福島市松加藤清正加藤
孫六加藤三人ハ信ハ秀吉の縁り寄ニ秀吉の
赤面ハ秀吉の伯母ニ成ハ秀吉ハ兄弟
四ハ三ハ秀吉ハ家ハ生ハ大乱世ハ成ハ氏系図
をハ秀吉ハ秀吉ハ秀吉ハ秀吉ハ秀吉ハ秀吉ハ
秀吉

まも御ゝ無乃侍所まるゝ
れて安東川原小屋ゝ
ゆ一中三人の乗たゝ
ちにとさしゝ張り
人をゝ行ゝ
茅乃支度も不安体六角
乃もの宮殿ゝ思ひ
ゝ乱れ
中務ゝ

毛る酒ゝ兵乃度ゝ
ゝまゝ
女中ゝ
とゝ
乃一人ゝ
中ゝ
ゝ
ゝ

那ノ公方ノ代ニ何事ヲ為ス人ニ成セ
ル義ニ成ルトモ入ノ手ヲ以テ成ル
ノ為ニ成ルヲ以テ天下ノ為ニ成ル
事ハ毛利ノ御ク
ニ福原ヲ以テ事ヲ成ス遂ニ行ヒ
ル国ノ為ニハ今ハ公
方ノ為ノ為ニ世界ヲ為ントイヘトモ
一人モ不出ル一言ノ流布ノ為ノ制法
ハ本ヲ七月二日室
町殿ヲ以テ御上洛ノ為ノ為ニ
ヲ以テ

米ヲ送ル事ヲ米相ノ為ニ関上ノ御使者ヲ
以テ公方ヲ御上洛ノ為ニ送ル事ハ
上千万ノ為ニ公方ハ不及ル事ニ

特 3
1

日本一統志卷第十七終

藏書之記
巣村
幸田氏

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用